

京都市告示第31号

京都市西京極総合運動公園条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市西京極総合運動公園の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 梶本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市体育協会	京都市右京区西京極新明町1番地京都市体育館内	<ol style="list-style-type: none">1 条例第3条前段の規定による使用の許可に関すること。2 条例第6条第1項の規定により使用者が特別な設備を設置しようとするときの許可に関すること。3 京都市西京極総合運動公園の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。4 前各号に掲げるもののほか、京都市西京極総合運動公園の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)